

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 7 年 9 月 25 日提出

高浜市長 杉 浦 康 憲

高浜市専決第6号

専決処分書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年8月28日

高浜市長 吉岡初浩

損害賠償の額の決定及び和解について

市は、市有自動車の事故に関し、損害賠償の額を次のとおり決定し、和解をする。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 損害賠償の額 | 92,180円 |
| (2) 相手方 | 市内事業者 |
| (3) 事故の概要 | |
| ア 事故発生日時 | 令和7年5月16日（金） |
| | 午前11時00分ごろ |
| イ 事故発生場所 | 高浜市田戸町地内 |
| ウ 事故の種類 | 物損事故 |
| エ 事故の状況 | |

相手方敷地内において、市有自動車を停車中、運転席側のドアの閉鎖が不十分な状態であったため、土地の傾斜によりドアが開き、右隣に停車していた相手方自動車の車体右側に接触して損傷させた。

(4) 和解の内容

- ア 過失割合は、市100%とする。
- イ 市の負担する損害賠償の債務の額は、92,180円とする。
- ウ 市が相手方に対して92,180円を支払う。
- エ 市及び相手方双方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか何ら債権債務がないことを相互に確認する。